



2026～2027 年度
連合東京政策・制度要求

 日本労働組合総連合会東京都連合会

はたらくのそばで、
ともに歩む

2026～2027 年度政策・制度要求について

東京都の 2026（令和 8）年度予算は、一般会計予算が 9 兆 6,530 億円と前年度に比べて 4,950 億円増（+5.4%）で過去最大規模となりました。また、都税収入は、企業収益の堅調な推移による法人二税（法人住民税・法人事業税）の増や、雇用・所得環境の改善に伴う個人都民税の増などにより、7 兆 3,856 億円と前年度と比べて 4,560 億円増（+6.6%）となっています。都は同予算について「大都市東京の強みを遺憾なく発揮し、『人』が輝き、活力に溢れ、安全・安心な東京へとさらに進化させるための施策を、時代の変化を捉えた新たな視点で、スピード感を持って積極的に展開していく」としています。

内閣府発表の日本の実質 GDP は、2025 年度に前年度比 0.8% 増と 5 年連続のプラス成長となり、名目で過去最高の 660 兆円となりました。また、2026 年 1-3 月期の実質 GDP は、前期比率で 0.5% 増であり、輸出入の動向では、財貨・サービスの輸出については、実質 1.7% 増と 2 四半紀連続の増加となりました。自動車の輸出等が増加に寄与したとみられる一方、中東情勢の影響は注視する必要があります。

厚生労働省の発表では、2026 年 3 月の所定内給与は前年同月比 3.7% 増、実質賃金は 1.0% 増となったものの、経済の自律的回復のため、物価を上回る賃金の継続的な引き上げが重要です。

東京都内の雇用情勢は、2026 年 1-3 月の完全失業率が 2.5%、前年同期と同率となっています。同年 4 月の有効求人倍率（季節調整値）は 1.74 倍で横ばいとなりました。東京労働局は「雇用情勢は、求人が求職を上回って推移しているものの、物価上昇・中東情勢等が雇用に与える影響に留意する必要がある。」と示しています。引き続き、女性や就職氷河期世代等の正規雇用への転換を希望する労働者の正規雇用化、就労困難者等の安定雇用と賃金引き上げが課題となります。

経済の本格回復と自律的成长に向け、引き続き、生産性向上、適正取引の推進、賃金の引き上げが急務です。すべての業界で深刻な人手不足が続いていますが、特に中小企業や成長産業における人材確保・定着・育成が重要であり、就労支援と職業能力開発の拡充が必要です。併せて、生活困窮者、就労困難者、外国人労働者等の困難を抱える人が社会とつながり、安心して就労し生活するための重層的かつ伴走型の支援も重要です。

少子化、超高齢社会において、人にやさしい持続可能なまちづくりが求められており、子どもの平等な教育機会の提供や、すべての世代が安心できる社会保障制度の確立が必要です。一人ひとりの多様性が尊重され、互いに認め支え合い、誰一人取り残されることのない社会づくりを推進していきます。

連合東京は、「働くことを軸とする安心社会」と「持続可能で包摂的な社会」の実現をめざし、東京都に対し、「2026～2027 年度政策・制度要求」を行います。

○働くことを軸とする安心社会

働くことに最も重要な価値を置き、誰もが公正な労働条件の下、多様な働き方を通じて社会に参加すること、社会的・経済的に自立することを軸とし、それを相互に支え合い、自己実現に挑戦できるセーフティネットが組み込まれている活力あふれる参加型社会。

○持続可能で包摂的な社会

持続可能性と包摂性を基底に置き、年齢や性別、障がいの有無、国籍などにかかわらず多様性を受け入れ、互いに認め支え合い、誰一人取り残されることのない社会。

目 次

I	雇用・労働政策・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	1. 熱中症対策	
	2. 人材の確保・定着・育成	
	3. 雇用安定と所得向上	
	4. ワークルール等の周知	
	5. ソーシャルファームの拡大	
	6. 障がい者雇用の促進	
	7. 外国人労働者の就労等支援	
II	中小企業・ものづくり政策・・・・・・・・・・	7
	1. 適正取引の推進・中小企業支援の強化	
	2. ICT および ものづくりの人材育成	
III	まちづくり・環境・エネルギー政策・・・・・・・・・・	9
	1. 都市交通問題の解決	
	2. 人・環境にやさしいまちづくり	
	3. 観光都市「東京」の受入体制と環境の整備	
	4. 災害に強い都市づくり	
	5. カーボンニュートラルへの対応と持続可能な都市づくり	
	6. 島しょ地域の安全・安心確保と活性化	
IV	ジェンダー平等・人権政策・・・・・・・・・・	16
	1. 健康課題に対する支援、特に女性特有の健康課題への対策強化	
	2. 男女が共に安心して働き続けるための環境整備	
	3. ハラスメントの根絶と多様性の尊重	
	4. 人権の尊重と教育支援	
V	消費者政策・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
	1. 万引き対策の強化	
	2. 消費者保護と被害防止	
VI	行財政政策・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
	1. 多摩格差の解消	
	2. 行財政支援の強化	

3. 持続可能な公共調達
4. 公職選挙の投票率向上

VII 社会保障政策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23

1. 介護人材の確保と処遇改善策
2. 良質な医療・保健サービスの提供
3. 子ども・子育て支援施策の強化
4. 困難を抱える若者の自立支援
5. 生活困窮者支援の強化

VIII 教育政策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26

1. 実社会に役立つ教育の充実
2. 学校教職員の多忙解消
3. 教育現場における ICT 環境の整備と財務情報公開の徹底
4. 子どもの教育機会の保障

用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29

【参考】令和8年度 東京都予算ヒアリングにおける都知事への政策要望書・・40

【参考】令和8年度 東京都予算案に対する事務局長談話・・・・・・・・42

要求項目	2025 項目数	2026 項目数	重点	新規
I. 雇用・労働政策	13	13	2	2
II. 中小企業・ものづくり政策	9	12	6	3
III. まちづくり・環境・エネルギー政策	31	36	2	8
IV. ジェンダー平等・人権政策	7	9	2	7
V. 消費者政策	8	7	3	2
VI. 行財政政策	12	13	3	3
VII. 社会保障	17	12	1	5
VIII. 教育政策	17	11	3	3
合計数	114	113	22	33

I 雇用・労働政策

1. 熱中症対策

(1) 【重点要求】

近年の猛暑の深刻化を踏まえ、工事現場等の屋内外作業に従事する労働者の安全確保に向け、作業時間の前倒し、後ろ倒し等により高温となる時間帯の作業を回避する取り組みや、一定の高温下における外出の抑制など、実効性ある熱中症対策を推進すること。

(2) 【重点要求】

東京都が実施する「暑さに配慮した職場環境づくり支援事業【注 1】」について、対象企業数および奨励金額の拡充をはかり、より多くの企業が対策を講じられるよう支援を強化すること。

2. 人材の確保・定着・育成

(1) 人材確保・定着に向けて実施している各種支援事業の施策ごとの実績を、以下の 3 点について企業・都民にわかりやすく公表すること。また、公表にあたっては、東京しごと財団の企業向け支援サイト等を活用し、各事業の成果・課題・改善内容を一元的に確認できる仕組みを構築すること。施策の成果がでていない場合は、施策の見直し・強化をはかること。

① 中小企業における利用企業数、採用・定着実績、賃金水準の変化、生産性向上等の指標を公表すること。

② 成長産業における利用者数や正社員就業の実績、施策横断での効果検証について公表すること。

③ 人手不足業界における正社員就業への移行や就業後の定着状況を公表すること。

また、働き方改革に関する支援については、実態に即した課題解決につながる実践的な支援の充実をはかること。

(2) 東京都立職業能力開発センターの入校要件として、健康診断書が必要となっている。入校前の健康診断受診費用の一部補助を行うなど、経済的負担の軽減をはかること。

3. 雇用安定と所得向上

(1) 正規雇用への転換を希望する労働者の正規雇用化や所得向上に係る各種施策がどの程度成果を挙げているかについては必ずしも明らかでないことから、東京しごと財団の取り組みを含め、施策の実施状況や正規雇用化、就業定着、所得向上の観点からの効果検証を行い、その結果を分かりやすく公表するとともに、施策の充実をはかること。

(2) 労働移動・人材シフトに関する施策であるマッチングイベント等の実施規模や、正社員就業への移行状況等の施策効果については十分に明らかでないことから、実施状況および効果検証の結果を分かりやすく公表するとともに、支援内容や実施規模の拡充をはかること。

4. ワークルール等の周知

- (1) ワークルールの確実な周知をはかるため、「TOKYO 就職 Navi【注 2】」のトップ画面に「働くときのルール」「労働相談」等の項目を新設し、求職者が即時にアクセスできる導線を整備すること。また、東京しごと財団において、閲覧数や遷移率等に基づく効果検証を行い、動画や Q&A 等のコンテンツ充実と併せて継続的な改善をはかること。

5. ソーシャルファーム【注 3】の拡大

- (1) 東京都認証ソーシャルファーム事業について、就労困難者の安定的な雇用確保と認証事業所の持続的経営を実現するため、以下の 3 点の対策を講じること。
 - ① 補助終了が近い認証事業所の経営実態や雇用状況を把握し、補助期間の延長や東京都WEBサイトにおける周知等の拡充を検討すること。
 - ② 経費補助の在り方を検証し、現状の5年間から10年間程度への延長も含めた制度見直しを検討すること。
 - ③ 東京都認証ソーシャルファームの普及促進に向け、マッチング機能の強化や広報の充実をはかり、需要創出と認証事業所の拡大を推進すること。

6. 障がい者雇用の促進

- (1) 東京都内の障がい者実雇用率が法定雇用率を上回るよう、啓発にとどまらず、以下の 3 点の対策を講じること。
 - ① 障がい者雇用の実効性向上に資する施策を総合的に推進すること。
 - ② 東京都福祉保健局の就労支援や東京労働局の助成制度との連携を強化し、就労移行から職場定着までの一体的支援を推進すること。
 - ③ TOKYO 障害者マッチング応援フェスタ等を通じたマッチング機能の拡充や広報強化をはかるとともに、施策効果を検証し、障がい者雇用率向上に資する具体的な改善を行うこと。
- (2) 障がい者雇用の事業者支援の実効性を高めるため、以下の 3 点の対策を講じること。
 - ① 奨励金・助成金制度について、支給実績、雇用維持率、賃金水準の改善状況等の指標に基づく効果検証を実施し、その結果をわかりやすく公表すること。
 - ② 東京都産業労働局の各支援事業について、検証結果を踏まえた奨励金や助成金等の支給額の増額や対象要件の見直し等の改善をはかること。
 - ③ 定着支援や職場環境整備支援との連携を強化し、障がい者雇用率の向上につながる実効的な制度運用を推進すること。

7. 外国人労働者の就労等支援

- (1) 外国人労働者の適正な労務管理の確保に向け、東京外国人材採用ナビセンター【注 4】において、労働条件、社会保険、在留資格等に関する実務的なガイドラインや相談機能の充実をはかること。また、東京外国人雇用サービスセンターとの連携を強化し、採用から定着までの一体的支援を推進するとともに、相談件数や定着率等の効果検証を行い、支援内容の改善をはかること。

- (2) 外国人労働者に対する労働関係法令や相談窓口の周知については、以下の4点の対策を講じること。
- ①理解促進とトラブル未然防止の観点から、動画等を活用した情報発信の更なる強化をはかること。
 - ②東京都労働相談情報センター【注5】の案内や労働法の基礎知識について、英語・中国語に加え、ベトナム語、ネパール語等の主要言語による動画コンテンツを拡充し、SNS等も活用した周知を推進すること。
 - ③東京外国人材採用ナビセンターにおいて、中小企業が抱える在留資格や労務管理に関する課題に対応するため、企業向けの動画教材や伴走支援の充実をはかること。
 - ④東京出入国在留管理局【注6】等との連携を強化し、相談・手続・雇用支援の一体化を進めるとともに、施策効果を検証し継続的な改善を行うこと。
- (3) 東京都多文化共生ポータルサイト（TIPS）【注7】の利活用促進に向け、QRコード付カード配布事業について、配布枚数やアクセス数、相談接続件数等に基づく効果検証を実施し、その結果を公表すること。また、東京都つながり創生財団および東京都多言語相談ナビと連携し、利用者ニーズを踏まえた情報発信の充実や周知方法の改善をはかり、外国人住民への支援の実効性向上を推進すること。

Ⅱ 中小企業・ものづくり政策

1. 適正取引の推進・中小企業支援の強化

(1) 【重点要求】

中小企業やフリーランスにおける価格交渉の支援および適正取引の推進に関して、「東京都受託取引適正化センター【注 8】」における相談対応や企業巡回を実施しているが相談件数の減少や予算の縮小が見られるため、相談員等の増員や企業巡回の強化をはかること。

(2) 【重点要求】

「東京都受託取引適正化センター」の認知度向上に向け、企業巡回や商談会等を通じた新規登録の促進などを行っているが、更なる利用拡大に向けて、事業内容の一層の周知をはかる必要がある。商談会の回数増加など、関係機関と連携した効果的な広報に取り組むこと。

(3) 【重点要求】

中小受託取引適正化法【注 9】（以下、取適法）や受託適正取引等推進のためのガイドラインの普及啓発、各種中小企業支援策の周知に向け、金融機関や行政機関、関係団体との連携を強化し、助成金や講習会等に関する情報の周知をはかること。

また、中小企業庁が設置する「よろず支援拠点【注 10】」等の関係機関と連携し、原価計算や工程管理など価格転嫁に資する支援の充実をはかること。

(4) 【重点要求】

取適法や受託適正取引等推進のためのガイドラインの普及啓発に向け、企業巡回について一定の取り組みが見られることをふまえ、巡回件数に加え、支援内容や効果等についても東京都 WEB サイト等を通じて公表し、取り組みの見える化をはかること。

(5) 【重点要求】

連合加盟組合が、取引現場における問題となり得る事例を集約し、改善を求めることを目的に合同で実施した「取引慣行アンケート」の調査結果から以下の 14 項目の取引事例について、中小企業振興基本条例をふまえ、中小企業にヒアリング調査を行い、実態を把握すること。

＜参考：14 項目の取引事例＞

①協賛金（リベート）の負担、②店舗到着後の破損処理、③原材料価格等の上昇の取引価格改定、④短納期での発注・発注キャンセル、⑤不当な返品、⑥従業員の派遣、役務の提供（不当な労務提供）、⑦物流センター使用料等の負担、⑧合理的な根拠のない価格決定、⑨客寄せのための納品価格の不当な引き下げ、⑩前提が異なる場合の同一単価による発注、⑪物の購入強制（押付販売）、⑫受発注システム使用料等の徴収、⑬包材（フィルム等）の費用負担、⑭プライベートブランド（P B）商品をめぐる不利な取引条件の設定

(6) 【重点要求】

政府が実施している「パートナーシップ構築宣言【注 11】」の更なる普及・実効性の確保に向け、講習会の実施状況や経営相談・専門家派遣の実績等について、東京都 WEB サイト等を通じて周知すること。

2. ICT【注 12】および ものづくりの人材育成

(1) 東京都が推奨している「デジタル技術導入促進ナビゲーター事業【注 13】」については、ポータルサイトの設置や巡回等による周知が行われているものの、申請件数および採択件数が減少していることから、制度の利用促進に向け、以下の 3 点の対策を講じること。

①各関係機関・団体との連携を強化し、支援内容や活動事例の周知を推進すること。

②相談・申請につながる導線の強化をはかること。

③申請手続の簡素化や利用登録を含めた手続の見直しなど、利用しやすい環境を整備すること。

(2) 「デジタル人材育成支援事業【注 14】」において、多様なデジタルスキルの習得に向けた訓練が実施されている。一方、AI 技術の進展に伴い、著作権侵害やディープフェイクによる人権侵害など新たなリスクが顕在化していることから、こうした課題への対応に関する基本的な考え方を明確にしたうえで、支援対象者に対して、デジタルリテラシー教育【注 15】の強化をはかること。

(3) 東京都が出資する「事業承継支援ファンド【注 16】」に関して、運営事業者が適切な運営を行うことができているかどうか、定期的に事業者に報告を求めるとともに、WEB サイトを通じて随時公表すること。

(4) 東京都立産業技術高等専門学校の「情報セキュリティ技術者育成プログラム【注 17】」受講生の就職先把握などの取り組みは評価できる。一方で、就職後 1 年・3 年以内の離職率や定着状況等に関する調査・効果検証の実施については明らかでないことから、実態把握と検証を行い、今後の取り組みに活かすこと。

(5) 「中高生の職業体験（TOKYO Job EX）【注 18】」について、多くの中高生の参加や高い満足度が示されている。体験機会の更なる拡充に向け、募集時期の多様化や受入企業・団体数の拡大など、取り組みの充実をはかること。

(6) ものづくりマイスター制度【注 19】について、企業や工科高校等への派遣による技能指導や体験指導、パンフレットを活用した周知活動が行われている。一方で、若年技能者の確保・育成に向けては、更なる制度の認知度向上が重要であることから、SNS 等も活用し、若年層に届きやすい効果的な周知活動の強化をはかること。

Ⅲ まちづくり・環境・エネルギー政策

1. 都市交通問題の解決

(1) 【重点要求】

ホームドアの設置については都内、およびその近郊における鉄道利用者の安全確保、定時性確保に寄与している。ホームドアの設置を早急に進めるとともに、莫大な費用がかかることから、鉄道事業者に対して、引き続き積極的な支援を行うこと。

(2) シルバーパス【注 20】のIC化や、シルバーパス利用時の乗車運賃相当額の費用補填について、従来のバス事業者に加え、多摩都市モノレール分についても予算化すること。

(3) トラック・運送事業者の長時間労働解消、交通渋滞緩和のために、以下の3点の対策を講じること。

①引き続き、集配や荷捌きのための貨物車専用駐車スペース【注 21】の設置を進めること。

②すでに設置されている貨物専用スペース枠は、特に都市部では車両サイズを選択が荷量・配送ルート・納品先の条件によって左右されるため、必ずしも小型車両への切り替えが可能とは限らない。その結果、駐車枠寸法と実際の車両サイズが合致しないことによる違反取り締まりは運輸業者にとって過度な負担となり、円滑な業務遂行を妨げる要因となっている。現場の実情を踏まえ、貨物駐車枠の寸法拡大の検討に加え、安全を確保したうえでの軽微なはみだしについてなど、状況に応じた制度を構築すること。

③道路上での大型貨物・自動車運搬車両等の積み下ろし作業などについて、道路使用許可の申請によって使用できる環境が整いつつあるが、管轄する行政によって温度差がある。各区市町村・自治体等での認識統一・共有化を進めること。

(4) 荷捌き駐車場【注 22】の取り組みについては、以下の3点の対策を講じること。

①荷捌き駐車場について、既存の集合住宅には適用されていないことから、荷捌きスペースの十分な確保に向け、各自治体に対し既存の集合住宅の余剰の駐車場を荷捌きスペースに転用するなど周知徹底すること。

②貨物スペースの空き状況の表示など、事業者・利用者・地域住民にとって良い制度について、継続して検討委員会で議論・創出すること。

③荷捌き駐車施設の車高に係る基準について、主力である配送車両の高さ3.2m以上となるよう、駐車場政策の見直しに向けて、駐車場条例規則を改定すること。

(5) 2026年4月1日の道路交通法改正に伴い、交通反則通告制度（青切符）【注 23】が導入され、自転車の車道走行増加が予想される。自転車レーン未整備区間や路肩幅が極端に狭い道路において、安全に走行できない環境が数多く残されており、この不備は重大事故を誘発し、周囲の交通にも影響を及ぼすおそれがある。歩行者・自転車・車両が混在する都市部では交通秩序の乱れが懸念されることから、都民の安全確保には、交通ルール徹底とインフラ整備を両輪で進めることが不可欠である。これらの状況を踏まえ、以下の4点の対策を講じること。

- ①バス・トラックの死角や巻き込み事故など、大型車特有の危険性に関する周知啓発をさらに強化すること。
- ②危険行為が多発する地域での重点的な監視・取り締まりを行うこと。
- ③自転車専用走行帯の分離設置を国や自治体と連携し推進すること。
- ④自転車の走行が多い路肩を含めた車道左側に設置されているマンホールや側溝グレーチング【注 24】など雨天時などにスリップの危険性がある金属製部分の滑りにくい素材への変更を事業者と連携し推進すること。
- (6) 電動キックボードについては、交通規則を守らない利用者が依然として見受けられる。外国人利用者も含め、各種媒体（デジタルサイネージ・リーフレットなど）を、利用者に向けて安全利用・交通ルールの周知など、また事業者に対しても啓発活動を徹底すること。
- (7) 産業の活性化および渋滞緩和による CO₂削減にも寄与するため、多摩地域の南北道路の整備を推進すること。
- (8) 都内の LP ガススタンド【注 25】は、販売量の減少、運営コスト（人件費、電気代等）の増加に加え、数年ごとに発生する高額な開放検査費用が経営を圧迫し、深刻な存続危機に直面している。その結果、廃業が加速し、LPG 車両【注 26】の利用者は遠方までの充填を余儀なくされるなど、日常業務において多大なタイムロスと負担を強いられており、「充填難民」とも言える状況が生じている。東日本大震災などの大災害時では、LP ガスを燃料とするタクシーやトラック、業務用車両が被災地での人命救助、支援物資の輸送に大きく貢献してきたことを踏まえ、災害時の強靱性を維持し、かつ LPG 車両が日常的に円滑な稼働を維持できるよう、開放検査費用への助成や運営コストへの補助金など、既存 LP ガススタンドの維持に向け、具体的な支援に取り組むこと。

2. 人・環境にやさしいまちづくり

- (1) EC 系サイト【注 27】の個人利用増加に伴い、置き配による荷物の受取需要が伸びている状況において、受け取り側への安全や防犯、運送業者側への再配達抑制による効率的な業務運行に対して、置き配 BOX 設置は効果的施策と考えられる。置き配 BOX 設置の推進に向け、既存住宅への設置に係る費用 1/2 の助成ならびに、新規住宅への標準設置を促進すること。
- (2) 自動販売機オペレーションについて、オペレーション用のトラックを駐車するスペースが無い、または駐車規制が厳しいために、休憩時間が確保できない、駐車禁止を回避するためにトラックに待機する人員を確保しなくてはならないといった実態がある。自動販売機を通じて安定的に飲料を提供するために駐車禁止のあり方を見直すこと。
- (3) 大型 MICE（マイス）【注 28】等の予約が増加しており、ホテル周辺ではバスやタクシーの乗降が集中している。一方で、自転車レーンの設置により、渋滞の発生や、自転車レーン上での乗降による事故リスク、自転車レーンと観光バス・タクシーの動線が競合し、現場で混乱が生じ、一部の大型 MICE の予約をことわらざるを得ない状況である。自転車施策の重要性を前提としつつ、大型 MICE 開催時や特定時間帯に限った一時的な運用見直しなど、実態に即した柔軟な運用を行うこと。

- (4) 高齢者の浴槽内における不慮の事故は、交通事故死者数の3倍を超える水準になっており、深刻である。主因は冬季の「ヒートショック」であるため、脱衣室や浴室を温め住居内の温度差を低減する「温度のバリアフリー化」が極めて重要である。東京都は「東京ゼロエミ住宅【注29】」等の事業を通じて断熱住宅の推進に取り組んでいるが、現行の制度では、入浴時の事故防止に直結する脱衣室や浴室への暖房設備設置に係る費用は補助対象外となっていることから、都民の安全な住まいの確保に向け、既築・新築住宅を問わず脱衣室や浴室への暖房機器設置を新たに補助対象へ加えること。
- (5) 多摩地域における山林火災発生時の延焼抑制やクマをはじめとした害獣による被害低減に向けた森林整備は重要性を増している。森林整備促進に向けて自治体や林業事業者等に対する支援を拡充すること。
- 併せて、東京都森林協会との連携、自治体での認定も含む各種事業・制度などのPR強化と活用促進により、多摩産材の更なる利用拡大をはかること。
- (6) 「改正健康増進法」「東京都受動喫煙防止条例」により、敷地内全面禁煙とする事例が増加していることから、東京都においても都が主導し、区市町村における屋外分煙施設の整備に向けた働きかけを行うこと。また、民間事業者等が実施する公衆喫煙所設置に関する費用の一部を補助する制度が設けられている18区に対しては制度の適切な周知と、制度化されていない江東区、中野区、練馬区、足立区、江戸川区に対しては制度化に向けた働きかけを東京都として、行うこと。

3. 観光都市「東京」の受入体制と環境の整備

- (1) インバウンド医療アクセスについて、特に多摩地域の宿泊施設では、救急時に通訳を求められる、病院確定に時間がかかる、深夜の軽症対応ができない、といった課題が常態化している。医療提供体制全体の課題であるものの、都として可能な範囲で、医療機関情報の可視化や多言語通訳体制の整備、オンライン診療の活用促進など、現場負担を軽減する仕組みを構築すること。
- (2) 外国人旅行者の安全・安心な滞在を支える基盤として、主要駅や観光地、医療拠点における無料公衆Wi-Fiの重点的な整備を継続すること、また、多言語による情報取得を来訪者自身で完結できる環境を構築すること。具体的には、以下の2点の対策を講じること。
- ① ホテルフロントに集中している観光・飲食等の一次的な案内業務を分散・効率化するため、主要駅等でのデジタルサイネージ活用や東京都公式情報基盤への導線強化をはかり、セルフ形式での情報提供を促進すること。
- ② 熱中症対策として、ミストシャワーやクーリングスポットの拡充を進め、それらの拠点を分かりやすく可視化することで、ハード・ソフトの両面から盤石な受入環境を整備すること。
- (3) 「手ぶら観光」の強力な推進による安全確保と経済活性化をはかるため、都が主導して羽田空港と宿泊施設や主要駅間での荷物当日配送サービスを普及させ、大型荷物を抱えたままの鉄道利用を物理的に減らすこと。また、羽田空港アクセスバスの運行充実をはかること。上記を実施することにより、以下の3点について取り組むこと。

- ①「手ぶら観光」の強力な推進により車内混雑を緩和し、エスカレーターやホームでの事故リスクを根本から低減すること。
- ②「手ぶら観光」の強力な推進により移動のストレスを軽減し、観光客の回遊性を向上させること。
- ③「手ぶら観光」の強力な推進により身軽に移動できる環境を整えることで、周辺施設での消費機会を増やし、東京全体の観光経済効果の最大化をはかること。
- ④羽田空港アクセスバスの運行充実をはかるため、深刻な運転手不足の解消に向け、人材確保・育成への公的支援、および事業継承のための財政支援を強化すること。

4. 災害に強い都市づくり

- (1) **【重点要求】**都民の安全と都市の持続性を守り続けるため、上下水道管の老朽化対策や耐震対策について、更新や耐震化の進捗と体制整備の見通しを示し、計画に沿った体制強化の方向性を明らかにすること。
- (2) 家庭部門のエネルギー消費抑制と災害に強い地域社会の構築に向け、以下の3点の対策を講じること。
 - ①高い省エネルギー効果と防災機能を併せ持つ家庭用燃料電池（エネファーム）**【注 30】**を「ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ **【注 31】**」施策の中核に据え、普及拡大をすること。

参考：エネファーム

再生可能エネルギーの調整電源や災害時の非常用電源として有効である。特に、停電時でも発電を継続できる「停電対応型」の普及は、在宅避難の継続性を高める防災レジリエンス **【注 32】** の観点からも重要性が高まっている。

- ②アグリゲーター **【注 33】** を介したデマンドレスポンス実証（DR実証）**【注 34】** への活用は、地域全体の電力のバランスを調整する重要な役割も期待されている。国の普及目標達成に向け、「デマンドレスポンス活用を見据えた家庭用燃料電池普及促進事業 **【注 35】**」における助成額を大幅に増額すること。
- ③普及を加速させるために、アグリゲーターによるDR実証への加算対象や金額を抜本的に拡充すること。
- (3) 首都直下地震等の大規模災害が懸念される昨今、児童・生徒の生命を守るためには、防災頭巾ではなく、国家検定（飛来・落下物用）に合格したヘルメットへの全面的な移行が不可欠である。「防災頭巾＝昭和からの慣習」を見直し、「ヘルメット＝現代の命を守るスタンダード」へと転換すること。
- (4) 大規模災害が発生した際、早期復興と被災に伴う失業者の生活再建を同時に実現するため、東京都が発注する復興関連の公共事業（瓦礫撤去、インフラ復旧、公営住宅建設等）において、受託業者に対し、被災した失業者を一定割合以上雇用することを義務付ける、「雇用条項」の導入や、緊急雇用創出事業の拡充、直接雇用、あるいは NPO 等へ委託する形で、被災者の見守り、避難所運営補助、事務作業などの「公的雇用」を創出し、即時的な現金収入の機会を確保すること。

- (5) 高効率な潜熱回収型給湯器【注 36】の普及は、家庭部門の低炭素化を推進する上で極めて重要な施策である。当該機器から発生するドレン排水【注 37】は、国からも雨水系統への排出を容認する技術的見解が出されている。東京都下水道局が管理する23区内では既に雨水系統への排出が全面的に容認されている一方で、多摩地域においては、自治体間で対応が分かれており、汚水系統への接続を原則とする地域では、配管工事の負担増が省エネルギー機器への切り替えを阻む直接的な要因となっており、都全体のカーボンハーフ達成に向けた大きな課題となっている。したがって、東京都は広域自治体の立場から、単なる情報の周知にとどまらず、多摩地域の未容認自治体に対して雨水系統への排水処理容認に向けた具体的かつ強力な働きかけを実施することで、都内全域で合理的な施工環境を均一に整備し、実効性のある環境政策の遂行に取り組むこと。

5. カーボンニュートラル【注 38】への対応と持続可能な都市づくり

- (1) カーボンニュートラルの実現に向けて、EV 車両【注 39】や水素車両など、対象車両の導入は進んできているが、そのインフラである LP ガス・充電スタンド・水素ステーションの設置など、充電インフラの整備が十分に追いついていない状況が続いている。特に日常的に道路を利用する交通運輸産業においては、充電ステーションの不足が業務効率の低下や、運行計画の制約につながり、EV 導入の大きな障壁となっている。については、EV 車両の普及促進および交通運輸産業の円滑な事業運営のため、公共交通・物流拠点における充電インフラの整備、ならびに充電設備の設置基準の強化・明確化に取り組むこと。
- (2) 対象車両を導入しても給油・給電の環境が乏しいため、走行距離などを勘案した限られた配送業務しかできない状況である。現在では、世界情勢もあり、重油の確保も先が見通せず、軽油等の取り扱いが不安定となっている。災害時等への対応などを鑑み、現在設置されている「東京都水素モビリティ・ステーション検討ワーキンググループ」において、充電スタンド・水素ステーション等のインフラの設置・拡大を計画的、かつスピード感をもって進めること。
- また、利用者が充電設備を容易に把握できるよう SNS や標識等を活用して情報提供すること。
- (3) ZEV 車両【注 40】や FCV 車両【注 41】の普及のために、事業者および個人が新築だけでなく既存の住宅・建物等のインフラ整備に要する設置コストの補助を行うこと。また、個人や事業者における一定台数以上の購入に対する補助金の増額を行うこと。
- (4) 燃料費の高騰はトラック運送事業者の経営に深刻な影響を及ぼしており、約9割を占める中小企業にとっては事業継続を揺るがす重大な問題となっている。令和8年4月には軽油引取税が廃止されたものの、世界情勢の不安定化により市場が混乱し燃料価格は依然として高止まりし先行きの見通しも立たない状況が続いており、複合的な要因により運輸事業者の経営環境はかつてないほど厳しさを増している状況である。運輸事業者の経営を下支えし、安定した物流体制を維持するためには、昨年度を上回る支援が必要である。
- この支援内容が十分に周知されていないことや、申請手続きが煩雑であるとの指摘もあることから、更なる周知の徹底と、利用しやすい制度運用の実現に向け、国の方針に左右されることなく、東京都独自の判断により昨年以上の支援規模および支援内容の拡充をすること。

- (5) 東京都が 2025 年 4 月より全国に先駆けて施行した「新築住宅等への太陽光発電設置義務化【注 42】」および断熱・省エネ性能に関する新制度について、都民や事業者の理解と納得を得るために、制度の趣旨やメリット、および利用可能な支援策について、官民一体となった機運醸成がはかれるよう、迅速かつ効果的な普及啓発すること。
- (6) 2030 年度の温室効果ガス排出量削減目標の達成および 2050 年の脱炭素社会の実現に向け、e-methane（合成メタン）【注 43】や RNG（バイオガス）【注 44】等の先進的な取り組みを強力に推進することは不可欠である。そのため、事業者間ならびに行政と事業者の連携促進をはかるとともに、東京都カーボンクレジット市場【注 45】の活性化や算定手法の確立に向けた情報共有・共同研究を推進する仕組みを構築すること。併せて、現場のニーズに即した技術革新と産業振興を両立させるため、事業者が主体となって進める社会実装に向けた諸活動に対し、行政として引き続き積極的な支援に取り組むこと。
- (7) 空き家の長期放置を防ぎ、質の高い住宅ストックを形成するため、一定期間以上の居住利用を条件とした、空き家取得・改修への助成や、省エネ設備の導入など、環境配慮型リノベーションに対する重点的な費用支援を行うこと。また、都内の既存住宅流通の活性化に向けた「東京版空き家バンク」【注 46】の創設等検討を行うこと。
- (8) 2050 年カーボンニュートラル「温室効果ガスの実質ゼロ」を達成するためには、SAF【注 47】の貢献割合が 60～70% 占めるとされており、極めて重要な位置づけである。国土交通省は、2030 年時点の SAF 使用量として、「本邦エアラインによる燃料使用量の 10% を SAF に置き換える」との目標を設定しており、原材料の確保と技術開発等の不確定要素が課題となっている。東京都として継続して、家庭からの廃油回収拡大に向けて、店舗や公共施設等での回収促進対策を強化すること。区市町村が回収に取り組む場合の支援、都内廃棄物を原料に SAF 燃料を製造する実証プラントの設置に向けた支援、および精製過程で必ず出る航空燃料の使い道の検討を実施すること。

6. 島しょ地域の安全・安心確保と活性化

- (1) 島しょ地域において、海底光ケーブルの切断や悪天候による通信断がある中、予備回線の設置含め、モバイル衛星やスターリンク【注 48】、高高度プラットフォーム【注 49】等を活用し、有事に対応できるよう通信強化すること。
また、各島内の通信圏外エリア解消を早期に進めるよう、通信事業者への支援策を強化すること。
- (2) 東京たましま移住定住ポータルサイト【注 50】の情報の充実ならびに、人材バンク事業への登録事業者の増加に向けた取り組みを強化すること。
- (3) TOKYO ふくしチャレンジ【注 51】や TOKYO かいごチャレンジ職場体験事業【注 52】への島しょ部の登録事業所の増加に向けた取り組みを強化すること。
- (4) 島しょにおける保育人材確保に向けた取り組みの具体策を示し強化すること。
- (5) 島しょにおける専門医の渡航回数増による利便性の向上、ならびに、平日以外に島民が一般診療を受けられるような体制構築に向けた支援を行うこと。

- (6) 島しょにおける教職員への生活環境を含めた処遇の改善ならびに、意欲のある教職員の異動を促進させること。

Ⅳ ジェンダー平等・人権政策

1. 健康課題に対する支援、特に女性特有の健康課題への対策強化

(1) 【重点要求】

国は、がんによる死亡率が減少する効果が認められている乳がん検診として、40 歳から 2 年に 1 回、問診とマンモグラフィ検査（乳房エックス線検査）を推奨している。これが「乳がん検診」そのものが 40 歳以上からとの誤解につながっていることから、早期発見の重要性も含め、特に若い世代に対して受診勧奨を促す取り組み（女性医師の増員、好事例紹介等）を広く進めること。併せて、国に対しても受診勧奨を大々的に行う旨を要請すること。

(2) 【重点要求】

連合東京が 2022 年に実施した「生理休暇と更年期障害」に関するアンケートでは、更年期症状について、50%以上の人辛いときでも「何もしない」という結果であった。更年期障害は、個人や世帯のQOL【注 53】の低下とともに、社会に大きな経済損失をもたらし、健康で生き活きと働き続けることができる環境整備が重要であることから、以下の4点の対策を講じること。

①専門医での受診率向上に取り組むこと。

②女性の更年期障害を緩和する治療方法について、根本原因にアプローチし国際的標準治療とされるホルモン補充療法（HRT【注 54】）や、漢方薬・向精神薬など多様な医学的選択肢があることを、都民および都内事業者・労働者に対して広く啓発すること。

③診察費の自己負担分に対する経済支援を行うこと。

④専門医が更年期障害の診療を丁寧に行うため、国に対し、診療時間に応じ管理料【注 55】が十分に払われるよう診療報酬制度の改定を求めること。

2. 男女が共に安心して働き続けるための環境整備

(1) 男性育業の更なる促進のため、「TOKYO パパ育業促進企業【注 56】」の登録企業を増やす取り組みを進めるとともに、その普及啓発をさらに工夫すること。

(2) 東京都の施策の多くは、対象企業規模が 300 人以下であるが、女性の活躍を全力で推進するためにも、301 人以上の中規模企業も対象とすること。

(3) タクシーやトラックなどのドライバーが安心して働き続けることができるよう、東銀座や新京橋の東京都管理の駐車場のよう 30 分無料駐車可能で、仮眠や清潔なトイレの利用ができる東京都管理の駐車場や公園・施設を増やすこと。

3. ハラスメントの根絶と多様性の尊重

- (1) カスタマーハラスメント防止対策推進事業については、東京都が作成した掲示用ステッカー「東京都の条例に基づき、カスハラのない環境づくりに取り組んでいます。」の効果検証を行うとともに、今後も「カスハラは許されない行為」という強いメッセージを発すること。また、企業向け奨励金が好評なことから、産業別労働組合でも活用できる、業界団体向け奨励金も含めて拡充すること。
- (2) モラルハラスメントは、道徳や倫理に反し、言葉や態度で精神的に相手を追い詰める「見えない暴力」であり、家庭だけでなく職場内でも起こりうるハラスメントだが、見えないだけに周囲も気づきにくく、被害が甚大になる恐れがある。他のハラスメント同様、「モラハラはダメ」という世論喚起を促すよう、「TOKYO ノーハラ企業支援ナビ【注 57】」をはじめ、さまざまな媒体で周知啓発を行うこと。

4. 人権の尊重と教育支援

- (1) 「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例【注 58】」の第1条にある、「いかなる種類の差別も許されないという、オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念が広く都民等に一層浸透した都市」とすべく、区市町村と連携し、人権教育、啓発、研修を強化すること。
- (2) 都の教職員の同和問題【注 59】に対する理解が非常に低い状況にあり、このままでは東京都の学校職員に起因する重大な人権侵害や差別発言による事件化の恐れがあることから、人権教育担当者に対する同和教育・部落差別の研修を必修化するなど、教職員への研修を強化すること。

V 消費者政策

1. 万引き対策の強化

東京都における万引きについて、警視庁によると、2024 年の検挙は 6,276 人と、前年（2023 年）の 5,815 人から 450 人以上増えている。また、この 6,276 人の 11%にあたる 711 人は、小中学生だった。被害額も年々増加しており、「東京万引き防止官民合同会議」によると、全国の万引き被害額は推計で年間約 3,460 億円に上ると言われていることから、以下の 3 点の対策を講じること。

(1) 【重点要求】

万引き防止をはじめとする防犯対策を事業者が組織的に強化できるよう、店外周辺の監視カメラやセルフレジ監視カメラ等の防犯機器の導入に対する補助をすること。ならびにいわゆる G メン配置等の警備体制強化に係る補助制度を創設・拡充すること。特に資金力の乏しい中小企業においては、必要な対策を講じられない状況が生じていることから、実効性ある公的支援を実施すること。

(2) 【重点要求】

警視庁と書店、スーパーマーケット、コンビニエンスストア等の業界団体が連携した広報キャンペーンを多言語対応、多様な媒体を活用し実施すること。具体的な内容としては、万引きが「軽微な行為」ではなく、反復により重大犯罪へと発展し得ること、ならびに被害額や店舗経営への多大な影響を及ぼし、「経済的損失」および「地域社会への悪影響」があること、加えて、高齢者や少年による万引きの実態を周知し、幅広い都民層に訴求することで、防犯意識を向上させること。

(3) 【重点要求】

万引き犯罪は重犯罪の入口とも言われ、地域の治安悪化につながることも懸念されている。すべての子どもが犯罪に巻き込まれることのない、チルドレンファーストの社会を実現するために、小中高校の消費者教育に関する基本方針に、「万引きが刑事罰の対象であること」「社会的信頼を失うこと」、併せて「社会が万引き（犯罪）を許さない」ということを、学校教材や地域学習で活用可能な資料を作成・提供し、教育現場および地域における万引き予防教育を推進するとともに、「東京都消費生活基本計画【注 60】」に記載すること。

2. 消費者保護と被害防止

(1) 消費者被害は巧妙化・多様化しており、特に若年層や保護者への教育・啓発の強化が重要である。大学生や 20～30 代でもリテラシー低下が指摘されていることから、以下の 4 点の対策を講じること。

- ①学校教育に加え職域を含めた実践的な消費者教育を推進すること。
- ②各局・関係機関の連携を強化し、具体事例を活用した啓発を行うこと。
- ③ダークパターン【注 61】や SNS・WEB 広告対策、景品表示の適正化を強化すること。

- ④消費生活センター等と連携し、疑わしい事業者への迅速な対応と被害回復支援の充実を国に要望すること。
- (2) 消費者被害のなかでも、フィットネスや美容、定期購入等における契約解除にかかる事例の整備は必須である。消費者契約における解約料の適正化、および透明性向上をはかるため、消費者契約法では「平均的な損害」を基準とする規律があるが、実態としては損失補填以外の目的で設定される解約料も存在し、消費者が妥当性を判断しにくい状況にある。このため、解約料の設定目的や算定根拠について事業者に対しわかりやすい説明・開示を求めるために、以下の２点の対策を講じること。
- ①東京都として統一的なガイドラインを策定すること。
- ②業界団体と連携した自主的取り組みの促進や情報提供の標準化を進めること。
- (3) 特殊詐欺やいわゆる闇バイトに起因する強盗事件が増加し、都民の生命・財産への不安が高まっている。警察による取締りに加え、東京都の役割は重要であることから、以下の３点の対策を講じること。
- ①詐欺対策アプリや防犯機器の導入補助と操作支援の実施、SNS・通信事業者などへ不審情報の迅速な共有を要請し、都民への情報提供を継続すること。
- ②消費生活センター等の相談体制の拡充と専門家連携の強化、さらに見守りネットワークを活用した高齢者への訪問型啓発の強化を推進すること。
- ③「高齢者等の見守りガイドブック」の配布に係る負担軽減をはかりつつ、無償配布を実現すること。
- (4) 悪質な火災保険金・共済金請求サポート業者によるトラブルは災害発生時に多く起こることから、災害発生後にピンポイントに注意喚起するなど、タイムリーな周知啓発を行うこと。また、「東京くらしWEB【注 62】」において悪徳業者のリストと注意すべき点や対応方法などを消費者にわかりやすく伝えること。また、WEB サイトにアクセスしにくい高齢者層などへは保険会社・共済団体と連携するなど、より一層の情報提供の充実をはかること。

Ⅵ 行財政政策

1. 多摩格差の解消

(1) 【重点要求】

東京都市町村総合交付金【注 63】、および補助金について引き続き拡充すること。また現在、算定基礎に含まれる「経営努力割【注 64】」を廃止し、交付金について都税収入の一定割合を財源とするなど、制度のあり方について協議を行うこと。なお、現在の経営努力割の算出方法については、市町村の自助努力の促進、自主性・自立性の向上に資するものとはなっておらず、都の人事給与制度に準拠しない場合などへのペナルティー的な要素となっている。そうしたことから総合交付金については、自治体に必要な財源として交付した上で、経営努力割についてはインセンティブとして上乗せし交付すること。

(2) 【重点要求】

東京都公立学校給食費負担軽減事業【注 65】について、市町村では市町村総合交付金での対応となっている。物価高騰による食材費の確保についても併せて補助するなど、給食の質の低下を招かないよう、市町村総合交付金での対応とせず、どの自治体においても、同じレベルの給食が提供できるよう給食費に特化した交付金とすること。

(3) 【重点要求】

多摩地域の中小企業で働く労働者の賃金については、自治体職員の給与を参考に賃金決定（公契約条例における労働報酬下限額、介護サービスの報酬における地域区分など）されることから、多摩地域の地域経済の活性化と人材流失防止の観点からも、多摩地域で働く自治体職員の地域手当【注 66】の水準を 20%とするよう支援策を講じること。

2. 行財政支援の強化

(1) 東京都が雇用する会計年度任用職員【注 67】の処遇改善のため、以下の2点の対策を講じること。

①会計年度任用職員の雇用年限については、国の期間業務職員の雇用年限が廃止されたこと、併せて、総務省が発出する会計年度任用職員制度の事務処理マニュアルが改版されたことから、雇用年限を廃止すること。なお、総務省は選考において、できる限り広く募集を行うことが望ましいとしているものの、公募を行うことは法律上必須ではないとしている。その上で結果として複数回の任用が繰り返された後に、再度の任用を行わないこととする場合には、事前に十分な説明を行い、他に応募可能な求人を紹介する等配慮をすることが望ましいとされている。そうしたことから、総務省通知に則り適正な運用に努めること。

②会計年度任用職員の給与水準の決定については、引き続き地方公務員法に定める職務給の原則や均衡の原則等の給与決定原則に則り、会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する常勤職員の属する職務の初任給の給料月額を基礎としつつ、職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術および職務経験等を考慮し決定すること。併せて、常勤職員と同様に昇給を行うこと。

- (2) 東京都の調達を社会の持続可能性に配慮したものとするため、一定範囲の調達関連事業者を対象に、東京都社会的責任調達指針【注 68】についての認知や義務的事項の順守状況等を調査するとともに、その調査結果や受付窓口への通報事案を踏まえ、調達関連事業者に対する同指針の周知・理解促進、グリーンバンス・メカニズム【注 69】と改善措置について強化をはかること。
- (3) 2027 年度中に改定予定の宿泊税【注 70】について、現行の定額制から定率制の 3%方式となった場合、システム改修や決済手数料など、現場の実務負担が大きくなることが強く懸念される。改定を検討する際には、料金内包方式の継続や、事務・システム面への助成を行うとともに、運営側の意見聴取を行うこと。

3. 持続可能な公共調達

- (1) 公共サービスの担い手確保、持続可能な公共調達等を目的に、東京都内各自治体で公契約条例の制定が続き、2026 年 4 月現在、19 区・7 市が条例制定、1 区が 2026 年度内の条例制定をめざしている。また、埼玉県が副知事をトップに庁内検討会議を設置し、条例制定に向けた検討を行っている。東京都の調達を持続可能なものとするため、第三次・担い手三法【注 71】や東京都社会的責任調達指針と同趣旨であり、より実効性の高い、「東京都公共調達条例」（公共サービス全般を対象にした賃金条項型公契約条例）を制定すること。また、先ずは、条例設定に向け、庁内に関係者が参画する検討組織を設置すること。併せて、条例制定までの間は、同様の仕組みを要綱により施行する、適用範囲を都契約全体ではなく、一部の局決済契約にするなど、段階的・限定的な施策を行うこと。
- (2) 東京都が行う業務委託契約、指定管理協定の発注額は、実勢価格を下回らず適正水準となるよう、予定価格の積算の改善、最低制限価格の設定と改善、インフレスライド制度【注 72】の実施など、各種制度を総合的に講じること。
- (3) 東京都発注事業のサプライチェーンにおける適正取引推進のため、都と受注者の契約により、受注者からそのサプライチェーンの全下請事業者に対する、東京都社会的責任調達指針および「東京都受託取引適正化センター」事業の周知（義務）について約定すること。

4. 公職選挙の投票率向上

- (1) 近年の選挙における若年層の投票率は上昇傾向にあるが、依然として全体数値を下回る状況にある。政治参加を促進するため、区市町村の教育委員会および選挙管理委員会と連携し、主権者教育において以下の 3 点を実施すること。
 - ① 小中高等学校において、選挙出前授業や模擬選挙等を実施すること。
 - ② 国や都の副教材の配布・活用、優良事例の水平展開も含め継続して実施すること。
 - ③ SNS 普及に伴い近年の選挙では情報を得る、発信する等の際において SNS が重要なツールとなっている。SNS は不特定多数の人とつながることが特徴であることから、フェイクニュース、誹謗中傷、なりすまし、選挙違反とさまざまな部分で注意をする必要がある。犯罪や事件・事故に巻き込まれないよう、注意喚起をすること。

- (2) 特に低い 20 代前半の投票率は、今日までの取り組みの成果により上昇傾向にある。引き続き「二十歳のつどい」等において意識醸成を促すこと。また東京都公式動画チャンネルを効果的に活用する等、SNS を駆使し投票行動につながる情報発信に取り組むこと。
- (3) 各種選挙の投票率向上に向け、区市町村選挙管理委員会と連携し、以下の 4 点の対策を講じること。
- ① 駅や駅周辺施設、百貨店、スーパー等の大型商業施設など、集客力のある施設等に期日前投票所を設置すること。
 - ② 投票済証明書の活用を推進させ、商業施設やレジャー施設等と連携し地域経済振興とともに選挙機運を盛り上げる取り組みを行うこと。
 - ③ 期日前投票所の投票時間を弾力的に設定すること。
 - ④ 選挙当日は共通投票所として使用できるよう、投票所運営に携わる人員の確保も含めて区市町村選挙管理委員会に働きかけること。
- (4) 各種選挙における投開票事務作業に要する時間短縮・人員削減が見込める投票の電子化に向け、必要な経費の補助、導入研修の実施等に積極的に取り組むこと。
- また、インターネット投票システムの導入に向け国とも連携し取り組むこと。

Ⅶ 社会保障政策

1. 介護人材の確保と処遇改善策

(1) 【重点要求】

良質な介護サービスの提供、およびサービスの持続可能性を高めることを目的に、介護人材の確保・定着施策について以下の3点の対策を講じること。

- ①介護事業者の経営環境は既に深刻な悪化が進んでおり、物価高騰・人件費上昇も継続していることを踏まえると、これまでの上乗せ額では十分ではない。介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当【注 73】を引き上げること。
- ②介護サービスを支える職種はこれまで手当支給されている介護職員・介護支援専門員以外にも多く、①送迎②事務③調理④清掃⑤看護⑥リハビリ⑦専門相談員等の職種においても居住支援が行われるべきである。介護サービス事業が適正に、継続的に運営されるためにも支援対象職種を拡大すること。
- ③介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当は、月額 1 万円であり、勤続 5 年目までの介護職員には 1 万円を加算する制度となっている。このような、勤続年数による手当の違いは新たな課題となっている。柔軟な対応を求めるとともに、更なる待遇改善・増額を実施すること。

- (2) 2025 年度に新規実施されている「介護保険制度における介護職員等の昇給の在り方検討調査事業【注 74】」での結果を踏まえ、東京都独自の新たな介護人材確保策として、以下の2点の対策を講じること。

- ①介護報酬の基本報酬を決める「級地設定（地域区分）【注 75】」について、厚生労働省の地域区分一覧では東京 23 区はすべて同じ級地とされており、介護報酬の基本単価も同じ計算となっている。しかし、これは実際の人件費・物価・介護需要・サービス供給の地域差を反映しきれていない。現在進められている、2027 年度（令和 9 年度）介護報酬改定で介護報酬の地域区分の再設定が見込まれていることから、都と国（厚労省）との協議においては、イコール・フィッティング【注 76】の問題を解消するために、新たな制度設計を国に要請すること。

＜参考資料：級地設定＞

級地設定については、23 区は統一した設定になっているが、港区、品川区は区独自で報酬加算しているところもあり、介護報酬制度の崩壊につながる懸念もあることから、区ごとの特性を踏まえた級地設定にすべきである。

- ②これまでの「介護保険制度における介護職員等の昇給の在り方検討調査事業」において開催されている有識者検討会については、労働者の立場の構成員が含まれていない。現場の負担を軽視した制度設計への懸念や、介護現場の実情が制度議論に反映されにくいという声もあり、懸念払拭のためにも有識者検討会の構成員に労働者代表を含めること。

- (3) 社会保険労務士による「介護職員等処遇改善加算取得促進支援事業【注 77】」について、介護職員等処遇改善加算の 100%取得に向け、社労士の支援事業の活用状況を確認するとともに、手続きの簡素化、事業の周知を強化すること。
- (4) 特別養護老人ホーム【注 78】の空床対策として、施設職員の人材不足を解消するため、施設職員に特化した介護人材確保策として、以下の 2 点の対策を講じること。
- ① 特別養護老人ホームの空床対策としては、医療的ケアを対応できるようにすること、また経済的な支援が必要な利用者に対して、短期入所施策等への補助を検討すること。
 - ② 空床対策のための人材確保については、「介護職員宿舎借り上げ支援事業【注 79】」を継続するとともに、外国人材を活用すること。
- (5) ケアマネジャー【注 80】がより本質的な利用者支援に時間を割くために「AI ケアプランツール【注 81】」の導入が期待されている。しかしながら東京都の「デジタル機器導入促進支援事業」の補助対象に単独では「AI ケアプランツール」を選択することができない。これまでの補助対象に単独で選択できるようにすること。

＜参考資料：「AI ケアプランツール」＞

「AI ケアプランツール」は、東京都については、最新でこのツールを作成している。このツールを踏まえ、ケアマネジャーが独自で追加し個別のケアプランを作成することにより、業務効率改善につながり、他のサービスを行うことができるようになる。

「AI ケアプランツール」を入れることで、中小事業所の損益分岐点である、1 事業所あたり 30 人から 35 人の介護サービスを実施することができるといわれている。

2. 良質な医療・保健サービスの提供

- (1) 良質な医療を継続的に提供することができるよう、官民間わすすべての病院を対象に、以下の 4 点の対策を講じること。
- ① 情勢不安も含めて物価上昇分を上乗せし、期限をきることなく恒久的に、一律ではなく使用料に応じて補助金を支給すること。
 - ② 診療報酬分は負担されているものの、それにかかる消費税分はすべて病院の持ち出しとなっていることから、消費税分を含めた価格転嫁を東京都として国に要請すること。
 - ③ 医療機関のデジタル化の支援を、補助金が活用できるようにするとともに、そのルールを周知すること。
 - ④ 災害時の自家発電用重油の確保については、医療機関の負担にならないよう、補助金を支給すること。

3. 子ども・子育て支援施策の強化

- (1) 「医療的ケア児保育支援事業【注 82】」の進捗を公表すること。
- ① 在宅生活の支援状況 ② 保育所・学校での受け入れ体制の状況 ③ 家族の相談支援やレスパイト、経済的支援の状況などを公表すること。

(2) 放課後児童支援員等はその勤務体制の特殊性から人材確保が困難であるため、放課後児童支援員等に特化した人材確保・処遇改善策として、以下の２点の対策を講じること。

①放課後児童支援員の大半は、平日は午後からの勤務だが、三季休業中は１日勤務となり、安定した勤務形態となっていないことから、通年で１日勤務ができるようにすること。

例えば、学校内学童クラブについては、学校の給食指導の支援業務などと組み合わせて１日勤務を可能とすること。

②人材確保の視点においては、「学童クラブ従事職員宿舍借り上げ支援事業【注 83】」についてパートタイム労働者も対象にすること。

4. 困難を抱える若者の自立支援

(1) 新宿のトー横周辺にいる青少年の補導人員は、2025 年には 2020 年の約 10 倍に増加しており、東京都が直営で運営する「きみまも【注 84】」の存在は、ますます重要となっている。また、利用者も増加しており、施設や支援体制の拡充は進められているものの、夜間帯における若者の安全確保も喫緊の課題であることから、21 時以降の居場所の確保に向けた仕組みづくり等をはかり、支援体制の更なる強化をすること。

5. 生活困窮者支援の強化

(1) 生活保護の住宅扶助基準を満たす民間住居の９割以上に、エアコン・網戸が標準整備されている。入居者の命の危険がある熱中症の予防、最低限の住環境整備するために、世帯のすべての住居においてエアコン・網戸の装備がすすむよう補助を拡充すること。

(2) 都営住宅に入居後の問い合わせが多い、エアコン・網戸を早急に標準設備するよう、条例を改正すること。

(3) 小中学校の給食がない長期休業等において、物価高騰も踏まえ、困窮世帯へ必要な時に食料品を届けるため、子ども食堂やフードバンクの支援の拡充をはかること。

VIII 教育政策

1. 実社会に役立つ教育の充実

(1) 【重点要求】

主権者教育【注 85】（労働・社会保険等の教育）について、東京都社会保険労務士会等、専門家による出前教育の充実をはかり、小・中・高校に告知強化を行うこと。

例えば、「働くことと社会保険」「働く時のルール」「社会に出るときの基礎知識」など。

- (2) 児童・生徒が将来闇バイトなどに巻き込まれたり、ブラックバイトと言われるような労働状況に陥ったりしないためのワークルール理解へのニーズが高まっていることに鑑み、学校で実施しやすい「水道キャラバン」や「薬物乱用防止教室」のような、派遣型の教育プログラムとして、「ワークルールキャラバン」の開発に連合東京などの労働者の代表と共同で取り組むこと。
- (3) バス、ヘリコプター、自動車など整備士不足により、運航困難になることが顕在化している。公立高校などに「整備士育成コース」などを増やし、就職に直結させる実践に沿った授業を開設するとともに、募集人員の拡大、および募集告知を SNS や電車・バス広告等を通して強化すること。

2. 学校教職員の多忙解消

- (1) 教員の負担軽減の観点から、エデュケーション・アシスタント【注 86】について、大規模校だけでなく、全校全学年に 1 名の配置を行うなど、引き続き拡充を行うこと。
- (2) 日本語指導ニーズのある児童が多い学校において、日本語指導教員の業務が、授業以外に、通訳者への連絡調整・保護者あて通知の翻訳業務の依頼・文書の体裁調整・複数の通訳者の時間割作成などに多くの時間がとられている。上記のようなコーディネート業務については、特別支援の例にならって、会計年度任用職員等による「日本語指導専門員」のような職員の配置を行うこと。
- (3) 各中学校で実施する英語スピーキングテストは、入試日とは別日程で行っている事前準備等の対応に人員や費用がかかっている。また、申し込みシステム、集約等では教員の負担が軽減されていない実態がある。システム改善、集約システムの構築をはかること。

3. 教育現場における ICT 環境の整備と財務情報公開の徹底

- (1) 都内高校の ICT 教育の推進のため、私立学校、公立学校に対するデジタル機器の教育環境整備の補助を拡充すること。また、補助対象を機械の故障、メンテナンスなどにも拡充すること。
- (2) 私立学校法では経理公開が義務化されていること、また文部科学省の見解でも外部への積極的な情報公開を期待している。公表する目的は、補助金の原資である税金の使い道を示すためであり、情報公開を促進すべきである。東京都として補助金を支給した私立学校に対して、財務諸表の公開の可否を評価する助成制度をつくること。

4. 子どもの教育機会の保障

(1) 【重点要求】

奨学金については、保護者が保証人になることができない場合においては、保証人の代理制度等を導入すること。また、奨学金貸付事業【注 87】の対象要件について、所得制限を撤廃すること。特に、介護人材・保育人材確保の観点から、奨学金貸付の返済については、保育士は 5 年勤めることで返還を免除していることから、介護についても、5 年勤めると返還を免除する制度を導入すること。

(2) 【重点要求】

国公立の学校・大学において入学金は無償ではないため、入学を辞退するケースがある。入学金の貸付ルールの確立、および返済が厳しい場合は、卒業した場合の返済免除ルールを導入すること。また、入学金については、入学金支払い時に貸付ができるようにすること。

(3) スピーキングテストは、授業の中で、スピーキング力のアチーブメント【注 88】として、普段の評定点に取り扱いを変更すること。

〔用語解説〕

I 雇用・労働政策

【注1】「暑さに配慮した職場環境づくり支援事業」

猛暑や熱中症リスクに対応するため、東京都が事業主に対し、暑さ対策に配慮した職場環境整備を支援する就労支援施策の一つ。主に熱中症予防や働きやすさ向上を目的とし、就労継続や人材確保にもつなげる位置づけになっている。

【注2】「TOKYO 就職 Navi」

東京都と東京しごとセンターが提供する就職支援サービス情報をまとめた公式スマートフォンアプリで、就職活動の状況や希望を登録すると、自分に合ったセミナー・相談窓口・職業訓練など400件超の支援メニュー情報がプッシュ配信される就活サポートツール。

【注3】「ソーシャルファーム」

自律的な経済活動を行いながら、就労に困難を抱える方が、必要なサポートを受け、他の従業員と共に働いている社会的企業のこと。東京都は2019年12月、「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」を施行し、自律的な経済活動の下、障がい者、ひとり親の方、ひきこもりを経験された方など、就労に困難を抱える方を全従業員の20%以上雇用する社会的企業を東京都認証ソーシャルファームとしている。

【注4】「東京外国人材採用ナビセンター」

厚生労働省が設置している「公共職業安定所」、いわゆるハローワークの一種で、外国人向けに特化した就職支援を行う機関。外国人留学生や、専門的・技術的な在留資格を持つ外国人に対して、職業相談や求人紹介、就職活動のサポートを行っている。

【注5】「東京都労働相談情報センター」

東京都が設置している公的な相談機関で、「働くこと」に関する悩みを、無料で相談できる。労働者側だけでなく、会社側・事業主からの相談にも応じている。

【注6】「東京出入国在留管理局」

出入国在留管理行政の基本的な役割は、人権を尊重しつつ、出入国および外国人の在留の公正な管理、難民の保護、そして外国人の受け入れ環境整備に係る総合調整である。

【注7】「東京都多文化共生ポータルサイト（TIPS）」

東京都つながり創生財団が運営し、東京で暮らす外国人向けの生活情報と、多文化共生に関わる団体・イベント情報を多言語で提供する公式ウェブサイト。生活ガイド、相談窓口案内、日本語学習情報、支援団体検索などを一元的に掲載し、東京都の多文化共生施策の情報発信拠点となっている。

II 中小企業・ものづくり政策

【注 8】「東京都受託取引適正化センター」

東京都中小企業振興公社が設置する機関で、中小企業・フリーランスなど中小受託事業者の受託（下請）取引に関するトラブルや価格交渉、契約内容の相談に無料で応じ、紛争解決や取引の適正化を支援する窓口。

【注 9】「中小受託取引適正化法（略：取適法）」

委託事業者（旧・親事業者）による代金の支払遅延や減額などの不公正な行為を禁止し、中小受託事業者（旧・下請事業者）との取引を公正にしてその利益を保護するための法律で、旧「下請代金支払遅延等防止法（下請法）」が改正され 2026 年 1 月 1 日に施行されたもの。

・下請法からの主な変更点

「下請事業者」から「中小受託事業者」へ、「親事業者」から「委託事業者」へ改められるなど、上下関係を前提としない表現への変更が行われた。対象となる取引・事業者の範囲が拡大し、価格交渉・価格転嫁のルールが明確化されている。

【注 10】「よろず支援拠点」

国（経済産業省・中小企業庁等）が各都道府県に 1 か所以上設置した、中小企業・小規模事業者等のための「無料の経営相談窓口（ワンストップ相談機関）」。売上拡大、資金繰り、IT・DX、人手不足対策など幅広い経営課題について、専門家が継続的に伴走支援を行い、必要に応じて他の支援機関も紹介している。

【注 11】「パートナーシップ構築宣言」

企業が「発注者」の立場から、サプライチェーン全体の付加価値向上と大企業・中小企業の共存共栄、適正な価格交渉・価格転嫁などの取引方針を代表者名で公表する仕組み。政府が設けた公式サイトに宣言内容を登録し、取引先や社会に対して公開する。

【注 12】「ICT」

「Information and Communication Technology（情報通信技術）」の略で、コンピュータやネットワークを使って情報を収集・処理・保存・伝達し、人と人のコミュニケーションを支える技術の総称。IT とほぼ同義だが、特にインターネットやスマートフォンなどを通じた「通信・つながり」の側面を強調する言葉として使われる。

【注 13】「デジタル技術導入促進ナビゲーター事業」

東京都が実施する事業で、都内中小企業に対し「デジタル推進ナビゲーター」が無料で訪問・オンライン支援を行う。業務の棚卸しから課題整理、IT ツール選定まで最大数回、伴走することでデジタル技術導入と生産性向上を支援する。

【注 14】「デジタル人材育成支援事業」

離職中などの若年層や企業の従業員を対象に、IT・DX 分野で必要なスキルを学ぶ職業訓練や研修と、就職・定着支援を一体的に行う公的支援事業。主に都道府県や国が実施し、受講料の減免や助成により、個人と企業の双方のデジタル人材確保を後押ししている。

【注 15】「デジタルリテラシー教育」

デジタル機器やインターネットを安全かつ主体的に使い、情報を正しく理解・判断・活用・発信する力を育てる教育であり、学校や企業での ICT 活用・情報モラル・セキュリティなどを体系的に学ばせる取り組み。

【注 16】「事業承継支援ファンド（中小企業支援）」

企業経営者の高齢化が進み、事業承継が喫緊の課題となる中、成長可能性を有する中小企業の事業承継を円滑に進めるとともに、事業承継を契機とした次なるステージへの成長を促進するためのファンド。

【注 17】「東京都立産業技術高等専門学校 情報セキュリティ技術者育成プログラム」

東京都立産業技術高等専門学校の品川キャンパスの情報系コースを中心にした実践的なセキュリティ教育プログラム。同高専の通常カリキュラムに加えて、専門的な演習や産学連携を通じて、即戦力となる情報セキュリティ技術者を育成することを目的としている。

【注 18】「中高生の職業体験（TOKYO Job EX）」

東京都が運営する「TOKYO 中高生職業体験サイト Job EX」を通じて、中高生と都内企業・団体をマッチングし、夏休みなどに多様な職業体験プログラムへ参加できる仕組み。中高生政策決定参画プロジェクトでの提案を受けて始まった事業で、こどもスマイルムーブメント参画企業など約 40 社が参加し、採用目的ではないリアルな仕事体験の場を提供している。

【注 19】「ものづくりマイスター制度」

厚生労働省が行っている若年技能者人材育成支援等事業の一つ。ものづくり分野で優れた技能と豊富な経験を持つ人を「ものづくりマイスター」として国が認定し、そのマイスターが中小企業や学校などで若い人たちに実践的な実技指導を行う制度。

Ⅲ まちづくり・環境・エネルギー政策

【注 20】「シルバーパス」

東京都シルバーパスは、70 歳以上の都民であれば都内の公共交通機関を利用できるパス。年間 1,000 円（令和 7 年度の住民税が非課税の方または、令和 6 年の地方税法上の合計所得金額が 135 万円以下の方）または 6,000 円（※）で、都営バスや都営地下鉄に加え民営バス各社などで利用できる。 ※2026 年 4 月 1 日以降に新しく購入する場合

【注 21】「貨物車専用駐車スペース」

貨物の集配（荷捌き）を行う貨物車だけが駐車できるよう指定された駐車枠・駐車区間で、一般乗用車が駐車すると違反となる場合がある。標識や路面標示で「貨物車専用」「貨物集配中貨物車に限る」などと示され、主に商業地や物流拠点周辺に設けられている。

【注 22】「荷捌き駐車場」

貨物車が商品の積み下ろし（荷捌き）を行うために設けられた専用の駐車スペースおよび作業スペースを指し、一般の来客用駐車区画とは区別して計画・設置される。

【注 23】「交通反則通告制度（青切符）」

2026 年 4 月 1 日の道路交通法改正により、自転車に対する交通反則通告制度「青切符」が導入され、16 歳以上を対象に、自転車の道路交通法違反は現場での即時検挙が可能となり、取り締まりが強化されている。

青切符は刑事手続きを経ずに処理が完了でき、期間内に反則金を納付することで前科もつかない。これにより、日常的な自転車の違反行為でも、警察官は現場で即時取り締まれるようになった。

【注 24】「側溝グレーチング」

道路や敷地内の側溝の上に設置する格子状（金属製など）の蓋で、雨水を通しつつ人や車が安全に通行できるようにする部材。コンクリート蓋より排水性や清掃性に優れ、用途に応じて強度や目の細かさが選べる。

【注 25】「LP ガススタンド」

自動車用 LP ガス（液化石油ガス）をタクシーなど LPG 車両に供給するための専用燃料スタンドであり、ガソリンスタンドと同様に計量器や充填設備を備え、高圧ガス保安法に基づく安全基準のもとで運営されている。

【注 26】「LPG 車両」

液化石油ガス（LPG＝LP ガス）を主燃料とする、またはガソリンと併用して走行できる自動車の総称で、主にタクシーや教習車、商用車などで多く使われている。

【注 27】「EC 系サイト」

インターネット上で商品やサービスを販売し、注文～決済～配送まで完結できる仕組みを備えた「電子商取引（EC：Electronic Commerce）」の WEB サイト全般を指し、一般に「ネットショップ」「オンラインショップ」とほぼ同じ意味で使われる。

【注 28】「大型 MICE（マイス）」

企業の会議や国際学会、大規模展示会など、ビジネス系の集客イベント全般を指す。

MICE のうち参加人数や規模が特に大きいものを大型 MICE という。明確な人数の定義は場面によって異なるが、数千人規模の国際会議、大規模展示会や見本市、広いコンベンションセンターを使うイベントなど。

【注 29】「東京ゼロエミ住宅」

東京都が独自に定めた高い断熱性能と省エネ性能の基準を満たし、環境負荷の少ない新築住宅を認証し、補助金の対象とする制度付きの住宅。高性能な断熱材・窓、省エネ設備、場合によっては太陽光発電などを組み合わせ、光熱費削減と CO₂排出削減をめざす。

【注 30】「家庭用燃料電池（エネファーム）」

都市ガスや LP ガスから取り出した水素と空気中の酸素を化学反応させて自宅で発電し、その際に出る熱でお湯もつくる高効率な家庭用コージェネレーションシステム。電気と給湯を同時にまかなうことで、省エネと CO₂削減に役立つ。

コージェネレーションシステムとは、1 つの燃料から発電と同時に発生する熱も回収して給湯・空調などに利用し、高効率で省エネ・省 CO₂を実現する「熱電併給」エネルギーシステム。

【注 31】「ゼロエミッション東京戦略 Beyondカーボンハーフ」

2050 年ゼロエミッション東京の実現に向けて、2030 年の温室効果ガス 50%削減（カーボンハーフ）を土台に、2035 年までに 60%以上削減（2000 年比）をめざす新たな中期戦略のこと。

【注 32】「レジリエンス（強化）」

レジリエンスとは「しなやかな強さ」であり、ここでは再エネ等分散型電源の導入や多様化による電力ネットワークの強靱化をさす。

【注 33】「アグリゲーター」

電力を使用する多くの需要家が持つエネルギーリソースをたばね、需要家と電力会社の間に立って、電力の需要と供給のバランスコントロールや、各需要家のエネルギーリソースの最大限の活用に取り組む事業者のこと。「特定卸供給事業者」とも呼ばれている。

【注 34】「デマンドレスポンス実証（DR実証）」

デマンドレスポンス（DR）とは、電気は「貯蔵できない」という性質を持つため、需要家側エネルギーリソース（太陽光発電・家庭用燃料電池・蓄電池、電気自動車等）の所有者、もしくは第三者が、そのエネルギーリソースを制御すること。都登録家庭用アグリゲーターが、AI・IoT等のデジタル技術を活用し、電力の需給状況に応じて、蓄電池の充電・放電や給湯のタイミング等をまとめて調整することで需要最適化をはかる取り組みの実証。

【注 35】「デマンドレスポンス活用を見据えた家庭用燃料電池普及促進事業」

家庭におけるエネルギー消費量の削減と非常時の自立性の向上、およびデマンドレスポンスにおける活用を目的として、家庭用燃料電池（エネファーム）の設置にかかる費用に対して助成を行っている。

【注 36】「潜熱回収型給湯器（エコジョーズなど）」

燃焼ガス中の水蒸気が水に戻るときの熱（潜熱）まで二次熱交換器で回収し、従来約 80%だった給湯効率を約 90~95%に高めた高効率給湯器で、省エネ・光熱費削減・CO₂排出削減に優れたタイプ。

【注 37】「ドレン排水」

空調や給湯などの機器から発生する結露水や燃焼排水を外部に排出する仕組みを指す。特にエコジョーズでは、燃焼効率を高める工程で生じる酸性の排水を適切に処理することが求められている。

【注 38】「カーボンニュートラル」

CO₂など温室効果ガスの排出量から森林などによる吸収量や技術的な除去量を差し引き、合計を「実質ゼロ」にする状態や、その実現に向けた取り組み。日本では「2050 年カーボンニュートラル宣言」により、国・企業・個人が協力して排出削減と吸収・除去の両面での対策を進めている。

【注 39】「EV（電気自動車）」

ガソリンではなく電気でモーターを動かす自動車で、走行時 CO₂排出がなく静粛・燃費に優れる一方、車両価格や充電インフラ、航続距離・充電時間が課題となっている。

【注 40】「ZEV 車両」

走行時に排気ガス（大気汚染物質や温室効果ガス）を一切出さない車両であり、具体的には電気自動車（EV）や水素燃料電池車（FCV/HFCV）などを指す概念。各国の規制や制度で細かな定義は異なるが、共通して「走行時ゼロエミッション」であることが条件。

【注 41】「FCV 車両」

水素を燃料とする燃料電池で発電し、その電気でモーターを回して走る「燃料電池自動車（Fuel Cell Vehicle）」のこと。走行時に CO₂などの排出ガスをほぼ出さず、水だけを排出するため、次世代のクリーンな自動車として普及が進められている。

【注 42】「新築住宅等への太陽光発電設置義務化」

主に東京都などの自治体が、一定規模以上の事業者が供給する新築住宅・建物について、屋根などに太陽光発電設備を設置することを条例で義務づける制度。省エネ性能の確保と再エネ導入を通じて、脱炭素化と光熱費削減、防災力向上をはかる狙いがある。

【注 43】「e-methane（合成メタン）」

水素と CO₂から合成（メタネーション）されたメタンのこと。合成メタン燃焼時の CO₂と合成時に回収した CO₂がオフセットされるため、CO₂は増加しない。合成メタンは、既存のガスサプライチェーンをそのまま利用可能なため、追加コストを最小化できる。

【注 44】「RNG（バイオガス）」

動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用できるもので、石油、天然ガス、および石炭等から製造される製品を除くものから発生する、または由来する可燃性ガスをいう。（主たる発生源は家畜排せつ物、下水汚泥、食品廃棄物等）

【注 45】「東京都カーボンのクレジット市場」

東京都が構築したオンライン取引システム上で、国内外のカーボンのクレジット（J-クレジット等）を都内企業などが手軽に売買・活用できる市場。ブロックチェーン技術で取引履歴を管理し、オフセット証明書の発行なども行う。ブロックチェーン技術とは、取引データを「ブロック」として時系列に連結し、ネットワーク参加者全員で分散管理することで、改ざんが極めて困難な台帳を共有する技術。

【注 46】「東京版空き家バンク」

東京都内の各区市町村が運営する「空き家バンク」を一覧・連携し、空き家を「売りたい・貸したい人」と「借りたい・買いたい人」をマッチングする仕組みや関連支援策の総称。主に移住・定住促進や空き家の利活用を目的としており、東京都のポータルや区市町村サイト、民間ポータル（アットホーム空き家バンク等）を通じて情報提供が行われる。

【注 47】「SAF」

廃食油やバイオマスなどを原料に製造し、従来のジェット燃料に比べて約 60～80%の CO₂排出削減が期待できる「持続可能な航空燃料（Sustainable Aviation Fuel）」を指し、航空分野の脱炭素の切り札として日本でも導入・製造体制整備が進められている。

【注 48】「スターリンク」

米 SpaceX 社が運用する多数の小型人工衛星を使って、世界中で高速インターネット接続を提供する衛星通信サービス。地上のアンテナ端末と専用ルーターを設置することで、光回線を引きにくい山間部や離島などでも利用できることが特徴。

【注 49】「高高度プラットフォーム」

成層圏（高度約 20km）に長時間滞空する無人航空機や気球などを通信・観測の基地局として用いるシステムを指し、広域通信や災害時通信、地球観測などに利用される。

【注 50】「東京たましま移住定住ポータルサイト」

東京都が多摩地域・島しょ地域への移住・定住を促進するために、各市町村の支援制度や仕事・住まい・イベント情報などを一元的に紹介している公式情報サイト。移住相談窓口や体験ツアー、セミナー情報もここから確認できる。

【注 51】「TOKYO ふくしチャレンジ」

東京都が実施する「福祉の仕事の職場体験事業」で、福祉業界未経験の求職者などが 1 日・最短 4 時間から福祉施設で仕事体験できる制度。

【注 52】「TOKYO かいごチャレンジ職場体験事業」

東京都が実施する介護の仕事未経験者向けに、都内の介護施設等で数日間の職場体験を行い、その後の就職支援まで一体的に行う事業。

IV ジェンダー平等・人権政策

【注 53】「QOL（Quality Of Life）」

日本語では主に「生活の質」「生命の質」を意味し、健康状態だけでなく、心の充実感や人間関係、経済状況などを含めた人生全体への満足度や幸福感を表す概念。医療・介護分野では「その人らしく、満足して暮らせているか」を測る指標としてよく使われる。

【注 54】「ホルモン補充療法（HRT）」

HRT は卵巣機能の低下などからエストロゲンの分泌が低下し欠乏することで引き起こされる様々な症状や障害を、エストロゲンを必要最低量補うことで治療するという大変シンプルで理にかなった療法と言われている。

【注 55】「管理料」

医学管理料や医療管理料を指して使われることが多く、診察に基づき計画的に病状や療養を管理・指導したことに対して算定される報酬の総称。

【注 56】「TOKYO パパ育児促進企業」

男性従業員の育児取得率を一定割合達成し、今後も継続して取得を促進する企業を、TOKYO パパ育児促進企業」（以下「登録企業」という。）として登録し、取得率に応じた「TOKYO パパ育児促進企業登録マーク」を付与するもの。登録企業の企業情報や取組内容を東京都が専用 WEB サイト等で積極的に PR することによりイメージアップをはかり、男性の育児取得率向上への気運を醸成していくもの。

【注 57】「TOKYO ノーハラ企業支援ナビ」

東京都が運営する、中小企業などのハラスメント防止対策を支援するための特設 WEB サイトで、ハラスメントの基礎知識、対策の進め方、動画教材や企業事例、セミナー情報などをまとめて提供するポータル。

【注 58】「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」

オリンピック憲章が掲げる「いかなる種類の差別も許されない」という人権尊重の理念を東京都内で具体化するため、差別の禁止や啓発、ヘイトスピーチ対策、多様な性の理解促進などを定めた東京都の人権条例。

【注 59】「同和問題」

日本社会の歴史の中で形成された身分的な差別により、一部の人々が経済・教育・居住などの面で不利な状態に置かれ、現在もなお基本的人権が十分に保障されていない深刻な社会問題を指す。

V 消費者政策

【注 60】「東京都消費生活基本計画」

東京都消費生活条例に基づき、都民の消費生活の安定と向上をはかるために、東京都が中長期的な消費者行政の目標と具体的施策を体系的に示した総合計画。計画期間はおおむね 5 年間で、消費者教育や相談体制、悪質商法対策などを柱として、都民・事業者・区市町村の役割も明確にしている。

【注 61】「ダークパターン」

WEB サイトやアプリの UI（ユーザーインターフェイス）を使ってユーザーをだましたり誤解させ、本来意図しない購入・登録・情報提供などの行動に誘導する不誠実なデザイン手法を指す。近年は「ディセプティブ・デザイン」とも呼ばれ、国内外で規制やガイドライン整備が進んでいる。

【注 62】「東京くらし WEB」

東京都が運営する消費生活に関する公式情報サイトで、契約トラブルや悪質商法の注意喚起、暮らしに役立つ基礎知識、講座・イベント情報などを都民向けに提供するポータルサイト。

VI 行財政政策

【注 63】「東京都市町村総合交付金」

東京都が多摩・島しょ部の市町村に対し、財政力の弱さや地域課題を補うために交付する包括的な財政支援制度。基礎的な行政サービスの確保に加え、地域振興や災害復旧などの事業にも活用される。

【注 64】「経営努力割」

東京都市町村総合交付金の「経営努力割」とは、市町村の行財政改革や税徴収率向上などの自助努力の度合いに応じて、交付金の一部を加算配分する仕組み。人件費の適正化、歳出削減、税収確保などの取り組み状況を指標化し、財政状況割や振興支援割と併せて総合的に算定される。

【注 65】「東京都公立学校給食費負担軽減事業」

東京都が区市町村や都立学校に対し、学校給食費の一部を補助することで、保護者の給食費負担を軽減する制度。令和 6 年度から開始され、各自治体が行う給食費支援に対して、都が原則その 1/2 を上限額の範囲で負担する。

【注 66】「地域手当」

物価や民間給与が高い地域で働く職員に対して、その地域差を埋めるために支給される上乗せの手当。国家公務員では、人事院が民間企業の賃金データなどをもとに地域ごとの支給割合を決め、それをモデルにして地方公務員や民間企業でも似た仕組みが使われている。

【注 67】「会計年度任用職員」

地方公務員法に基づき期限を定めて任用される一般職の非常勤職員。会計年度任用職員の報酬は、全ての職が「時給」での支給となる。職種ごとに単価が決まっているが、任用される方のこれまでの職務経験等により加算される場合がある。

【注 68】「東京都社会的責任調達指針」

東京都が行う全ての公共調達で、環境・人権・労働・経済などへの配慮を受注者とそのサプライチェーンに求めることで、経済合理性だけでなく持続可能性も重視した調達を行うための統ルール。2025 年度以降、都の入札参加資格や契約履行の重要な前提となる。

【注 69】「グリーバンス・メカニズム」

企業活動に関連する人権侵害について、被害を受けた方や関係者が苦情・相談・通報を申し立て、救済を求めることができる仕組みの総称。日本語では「苦情処理メカニズム」とも訳される。グリーバンス (grievance) とは、不当な扱いに対する抗議や苦情を意味する英語。

【注 70】「宿泊税」

東京都内のホテル・旅館などに 1 人 1 泊 1 万円以上で宿泊する人に対し、宿泊料金に応じて 100 円または 200 円を課す都の目的税で、観光振興や東京の魅力向上の財源とする税金。

【注 71】「第三次・担い手三法」

建設業の担い手確保を目的に「品確法」「建設業法」「入契法」を一体的に改正した令和 6 年成立の法改正の総称であり、処遇改善・労務費の適正確保・働き方改革・生産性向上などを通じて持続可能な建設業を実現することを目指すもの。

【注 72】「インフレスライド制度」

建設工事において急激なインフレが発生した際に、契約金額の変更を請求できる制度。この制度は、賃金や物価の変動を契約金額に反映させることを目的としており、受注者と発注者の公平性を保つために重要である。具体的には、工事契約後に発生する賃金や物価の変動が一定の割合を超えた場合に、請負金額の見直しが可能。

VII 社会保障政策

【注 73】「介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当」

介護職員等の処遇改善のため、国が必要な見直しを講じるまでの間、介護職員や介護支援専門員に対して居住支援特別手当を支給する介護保険サービス事業所を支援する手当。

【注 74】「介護保険制度における介護職員等の昇給の在り方検討調査事業」

介護職員の昇給・昇格や給与体系の実態と課題を把握し、今後の処遇改善や報酬・制度見直しの基礎資料を得るために行う調査事業。主に法人の人事給与制度や介護職員の賃金カーブ、評価と昇給の関係などを調べる。

【注 75】「級地設定（地域区分）」

地域ごとの物価や生活水準の差を反映させるために、市区町村をいくつかの「級地」に区分し、生活保護基準や介護報酬などの公的給付額を差し引き・上乘せして決める仕組み。物価や賃金水準が高い都市部と、低い地方部の差を調整する制度であり、市区町村ごとに「1 級地-1」「1 級地-2」「2 級地-1」などの級地が割り当てられる。級地が高いほど、基準額や報酬単価が高く設定される。

【注 76】「イコール・フィッティング」

同等の条件で競争できる状態を指す言葉。商品やサービスの販売において、双方が対等な立場で競争できるように基盤や条件を同一にすることを意味する。

【注 77】「介護職員等処遇改善加算取得促進支援事業」

介護職員等処遇改善加算について、「より上位の区分を取得したい」、「新しく加算を取得したい」などといった事業所に、社会保険労務士が、電話や訪問により、書類作成等に係る個別の指導・助言を実施している。

【注 78】「特別養護老人ホーム」

常に介護が必要で自宅での生活が困難な高齢者に対し、日常生活支援や機能訓練、療養上の世話を提供する公的施設。

【注 79】「介護職員宿舎借り上げ支援事業」

介護事業者が介護職員のために法人名義で賃貸住宅等を借り上げた場合に、その家賃等の一部を自治体や都道府県が補助し、介護人材の確保・定着と職員の住宅負担軽減をはかる制度。主に新規採用者や遠方からの人材を対象とし、上限額や対象職種、実施有無は自治体ごとに異なる。

【注 80】「ケアマネジャー」

介護保険制度にもとづき要介護（要支援）者の心身の状態や希望を踏まえて、ケアプランを作成し、介護サービス事業者や医療機関、市区町村との連絡調整を行う「介護支援専門員」という専門職。

【注 81】「AI ケアプランツール」

人工知能（AI）を活用してケアプランの作成を支援する技術やシステムを指す。これらのツールは、ケアマネジャーの業務負担を軽減し、質の高いケアプランを作成することを目的としている。具体的には、アセスメントデータを分析し、利用者のニーズや課題を抽出し、最適なケアプランを提案する。AI ケアプランは、ケアマネジャーと AI の強みを活かした協働により、より質の高いケアマネジメントを実現することをめざしている。

【注 82】「医療的ケア児保育支援事業」

人工呼吸器を装着している児童その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある児童が、保育所等の利用を希望する場合に、受け入れが可能となるよう、保育所等の体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上をはかることを目的としている。対象児童は、小学校就学前子どもに該当する医療的ケア児で、集団保育が可能であると区市町村が認めた児童です。補助内容は、（１）看護師等配置に対する加算（２）研修受講支援に対する加算（３）保育補助者配置に対する加算（４）保育支援者配置に対する加算（５）ガイドライン策定に対する加算（６）検討会等設置に対する加算（７）車両購入借上げ・運転手雇上げ・送迎対応看護師雇上げに対する加算がある。

【注 83】「学童クラブ従事職員宿舍借り上げ支援事業」

学童クラブ職員の確保・定着を図るため、借上げ宿舍を確保する事業者に対して、区市町村が経費の支援を行う場合に、その費用の一部を負担。

【注 84】「きみまも」

「トー横」問題をはじめさまざまな悩みを抱える青少年・若者を対象とした総合相談窓口。きみまもは、「君を守りたい」という想いから開設した。社会福祉士や公認心理師などの資格を持つ相談員がおり、安心して過ごすことができ、仲間と、相談員と、気軽に会話ができる憩いのスペース。

VIII 教育政策

【注 85】「主権者教育」

政治の仕組みなどの知識を教えるだけでなく、主権者として社会の一員として自立し、他者と協働しながら課題を主体的に考え・判断し・行動する力を育てることを目的とする教育。日本では選挙権年齢 18 歳化を契機に、小中高校を通じて主権者教育授業や体験活動が実施されている。具体的には、憲法や政治・選挙制度などの基礎知識。社会問題を多面的に考え、自分の意見を形成する力。社会の一員として行動する責任感や公共心。

【注 86】「エデュケーション・アシスタント」

小学校などで担任教員を補助し、授業準備や学習・生活面の支援を行う非常勤職員（副担任的役割）を指す呼称で、多くの自治体が会計年度任用職員として募集している。

【注 87】「奨学金貸付事業」

一例：＜東京都育英資金貸付事業＞

都内在住で、高等学校、高等専門学校、専修学校（高等課程・専門課程）に在学する方のうち、勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な方に、無利子で奨学金貸付を行う制度。

【注 88】「アチーブメント」

学習目標をどの程度達成したかを測る指標。

【参考】

2025 年 12 月 11 日

東京都知事

小池 百合子 様

日本労働組合総連合会東京都連合会

会 長 齊 藤 千 秋

要望書

日本国内の経済情勢は、内閣府月例経済報告(10.29)によると「米国の通商政策による影響が自動車産業を中心にみられるものの、緩やかに回復している」と先月からの判断を維持しています。しかし、2025 年 7-9 月期の GDP 一次速報値は、トランプ関税の影響が徐々に顕在化していることに加え、輸出の反動減と住宅投資の大幅減により、6 四半期ぶりのマイナス成長が予想されています。

東京都内の雇用情勢は、2025 年 4-6 月の完全失業率が 2.7%と前年同期比で 0.3 ポイント低下し（全国の完全失業率は 2.6%）、同年 9 月の有効求人倍率は 1.72 倍で前月比 0.05 ポイント増となり、5 か月ぶりに上昇しました。東京労働局は「雇用情勢は緩やかに持ち直しているものの、物価上昇等が雇用に与える影響に留意する必要がある。」と示しており、引き続き、女性や就職氷河期世代等の不本意非正規雇用労働者、就労困難者等の安定雇用と賃金向上が課題となります。

また、2024 年労働力調査では、雇用者数は 2024 年平均で 6,123 万人と、前年に比べ 47 万人の増加となりました。そのうち、非正規雇用労働者は 2,126 万人で、前年に比べ 2 万人の増加となっています。

今後、経済の安定と自律的成長に向け、賃金と物価の動向について注視していきます。賃金の引き上げが急がれる中、すべての業種で深刻な人手不足が続いており、特に中小企業への就労支援と能力開発の拡充が必要です。雇用の安定、失業なき労働移動を前提とした生産性の向上、実質賃金の上昇、所得の向上が必要であり、効果的な就労支援、職業能力開発が引き続き重要となります。また、すべての労働者が安心して働き続けることのできる職場環境の更なる整備も求められます。

さらに、地域においては、いわゆる「多摩格差」を解消するための整備に加え、社会インフラ等を支える公的サービスにおける人材と質を確保するための労働環境等の改善がますます重要となっています。

連合東京は、働く者、生活者の立場から、東京都に対して下記のとおり要望します。都の施策に反映いただけますようお願い申し上げます。

記

1 適正取引の推進

労務費の適正な価格転嫁取引を推進するため、「サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配、適切な価格転嫁・適正取引」の取り組みの更なる強化を求めます。また、中小企業や有期・短時間・契約等で働く者の賃金を「働きの価値に見合った水準」に引き上げ、大企業と中小企業の賃上げの格差が是正されるよう、都としての支援策を求めます。

2 ソーシャルファームの拡大

東京都認証ソーシャルファーム事業所への支援において、その事業の安定経営を担保するためにも、経費補助を10年間に延長することを求めます。

また、期限の迫っている認証ソーシャルファーム事業所について、経営状況を調査し、ニーズを踏まえたうえで、補助期間の延長、補助金の増額、適切な補助項目等を検討することを求めます。

3 熱中症対策および働き方改革

尋常ではない暑さが長引く中、すべての労働者に対する熱中症対策の強化が必要です。テレワークのこれまで以上の推進はもとより、エッセンシャルワーカーなど在宅勤務が困難な職種もあることから、通勤緩和策を講じるなど、都独自の支援策を求めます。

4 災害に強い都市づくり

最近の局地的豪雨による風水害、クマによる被害、道路陥没など、都内各所で日常生活に大きな影響を及ぼすような災害が頻発していることから、私たちが安心して働き、暮らし続けることができるよう、東京都が各自治体と連携し各種防災対策を強化することを求めます。

5 女性の就労環境の整備

男女間賃金格差や年収による就業調整の解消、正規雇用を望む女性の就労機会の確保、仕事と家庭の両立支援策など、女性が安心して働き続けることのできる就労環境の整備を求めます。また、女性ドライバーなどが安心して仮眠・休憩できる駐車スペースの確保を求めます。

6 多摩格差の解消

東京都市町村総合交付金および補助金について引き続き拡充することを求めます。また、算定基礎に含まれる「経営努力割」を廃止し、交付金について都税収入の一定割合を財源とするなど、制度のあり方について協議を行うことを求めます。

加えて、高齢者の移動の権利として、多摩都市モノレールをシルバーパスの適用とするよう求めます。

以 上

【参考】

2026年2月3日

令和8年度 東京都予算案に対する事務局長談話

日本労働組合総連合会東京都連合会
事務局長 佐藤 重己

1月31日 東京都は令和8年度予算案を発表した。

一般会計予算は、9兆6,530億円（前年度比4,950億円、5.4%増）と過去最大となり、うち一般歳出（政策的経費）は、7兆2,678億円（同3,701億円、5.4%増）となり増額となった。都税収入は、企業収益の堅調な推移による法人二税の増や、雇用・所得環境の改善に伴う個人都民税の増などにより、7兆3,856億円（同4,560億円、6.6%増）となった。基金残高は1兆4,505億円（前年度最終補正後予算比▲7,665億円、34.6%減）となり、都債残高は、将来世代の負担も考慮し計画的に活用したことから、4兆2,372億円（同▲119億円、0.3%減）となる見込みである。都は同予算について「大都市東京の強みを遺憾なく発揮し、『人』が輝き、活力に溢れ、安全・安心な東京へとさらに進化させるための施策を、時代の変化を捉えた新たな視点で、スピード感を持って積極的に展開していく」としている。

都民が安心して暮らし活躍するための施策や人への投資となる予算方針は評価する。

昨年12月に東京都が行った令和8年度予算に関する団体ヒアリングにおいて、連合東京が要望した施策に多くの予算が計上された。特に、適正取引の推進として、中小企業の賃上げを含む労働環境整備を行った企業に対する支援、支援策の情報提供ツールの構築、補助金の申請手続きの円滑化など、中小企業の賃上げ原資確保に着実に繋がる施策の効果を期待する。さらに今年度は多摩格差の解消として、市町村総合交付金の増額や長年要請していた、多摩都市モノレールのシルバーパス対象に向けたシステム改修が、新たに追加されたことも高く評価する。また、熱中症予防に対する職場環境支援や、新たに女性の職場環境の整備等を講じており、その他、課題解決に向けた施策の進捗と効果を把握し、必要な対応を求めている。

連合東京は引き続き、「働くことを軸とする安心社会」、持続可能で包摂的な社会の実現をめざし、働く者・生活者のための政策実現に尽力する。

【連合東京が要望した施策への予算計上（抜粋）】

1. 適正取引の推進

正規雇用転換安定化支援事業 11億円（前年度 6.8億円）
中小企業支援策に係る新たな広報展開 1.9億円（前年度 3.0億円）
業務プロセス最適化（BPR）推進事業 0.9億円（前年度 0.8億円）
経営力強化に向けた創意工夫チャレンジ推進事業 103億円（新規）
躍進的な事業推進のための設備投資支援事業 191億円（前年度 144億円）

2. 熱中症対策および働き方改革

暑さに配慮した職場環境づくり支援事業 2.8億円（前年度補正計上）
熱中症・ヒートアイランド対策推進事業 3.4億円（前年度 1.7億円）

3. 女性の就労環境の整備

女性の活躍推進に向けた職場環境改善プロジェクト 27億円（新規）
企業における「年収の壁突破」総合対策促進事業 3.5億円（前年度 15億円）
働く女性のための施設整備改善事業 2.3億円（新規）

4. 多摩格差の解消

保健所の機能強化、保健所DXの推進 1.4億円（前年度 1.8億円）

市町村総合交付金 718億円（前年度 705億円）

多摩都市モノレールへのシルバーパス対象拡大に向けたシステム改修 5億円（新規）

※令和9年度中に、シルバーパスの利用対象に多摩都市モノレールを追加し、多摩地域の発展
に向け活性化を促していく。

以 上

[MEMO]

2026～2027 年度 連合東京政策・制度要求

2026 年6月発行

編集・発行 日本労働組合総連合会東京都連合会（連合東京）

〔所在地〕 〒108-0023 東京都港区芝浦 3-2-22 田町交通ビル 2F

〔担当〕 連合東京政策局

〔TEL〕 03-5444-0510

〔FAX〕 03-5444-0303

〔HP〕 <https://www.rengo-tokyo.gr.jp>